

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成26年6月2日

静岡市監査委員	海 野 洋
同	杉 原 賢 一
同	三 浦 雅 司
同	白 鳥 実

記

1 平成24年度財政援助団体監査

(1) 補助金交付要綱の作成について [防犯協会補助金：静岡中央防犯協会（生活文化局 市民生活部 市民生活課）]

【指摘事項】

平成21年度に補助金等の事務の執行について行われた包括外部監査において、補助金の支出の根拠が明確にされていない旨の指摘がされている。これに対し、市は、その措置状況として、補助金交付要綱の作成について検討する旨回答しているにもかかわらず、現在も要綱は作成されていなかった。

【措置の状況】（平成26年5月27日 報告）

補助金の支出の根拠を明確にするため、補助金交付要綱を作成し、平成26年4月1日施行しました。

また、団体に対して補助金交付要綱について解説し、同要綱に沿った適切な事務手続きをとるよう指導しました。

(2) 補助団体の事務職員の社会保険料等の精算について [防犯協会補助金：静岡中央防犯協会（生活文化局 市民生活部 市民生活課）]

【指摘事項】

当該団体の事務職員の社会保険料等は、補助金の事業費を管理する通帳とは別の通帳で管理されており、これら社会保険料等は確定された後、精算されるべきであったが、毎年精算されず、通帳に残金が累積されていた。

【措置の状況】（平成26年5月27日 報告）

当該団体の事務職員の社会保険料等が精算されていなかったのは、団体職員の社会保険に関する認識が不足していたことと、市民生活課の確認不足によるものであり、団体に対して、社会保険料等の精算について指導し、これまで累積された残金が精算されたことを複数の職員により確認しました。

また、団体からは、毎年社会保険料等が確定した後は速やかに精算を行う旨の確約がありました。

今後は、補助金交付要綱に基づき、内容の審査、必要に応じた現地調査等の実施により、各防犯協会の経理状況等の適正管理に努めていきます。